

経営安定関連保証【セーフティネット保証】

経済環境の急激な変化により経営の安定に支障が生じている方に

対象者	下記に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じている中小企業者であって、事業所（※）の所在地を管轄する市町村長の中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づく認定を受けた中小企業者 ※事業所…法人の場合は本店（原則） 個人事業主の場合は、主たる事業所					
保証限度額	2億8,000万円以内（組合の場合は4億8,000万円以内） ただし、セーフティネット6号の場合は3億8,000万円 上記保証限度額は、一般保証の別枠となります。					
保証割合	1号～4号・6号 100%（責任共有対象外） 5号・7号・8号 80%（責任共有対象）					
保証料率	年0.70%	<table border="1"> <tr> <td>会計参与設置会社による割引</td> <td>○</td> <td>有担保割引</td> <td>×</td> </tr> </table>	会計参与設置会社による割引	○	有担保割引	×
会計参与設置会社による割引	○	有担保割引	×			
資金使途	経営の安定に必要な資金					
保証期間	運転資金 10年以内（7号・8号は7年以内） 設備資金 10年以内					
返済方法	分割返済または一括返済					
担保	必要に応じて要する					
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要					

◇中小企業信用保険法第2条第5項各号

1号	大型倒産（再生手続開始申立等）の発生により影響を受ける中小企業者
2号	取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受ける直接・間接取引のある中小企業者及び近隣等に所在する中小企業者
3号	突発的災害（事故等）により、影響を受ける特定の地域の特定の業種を営む中小企業者
4号	突発的災害（自然災害等）により、影響を受ける特定の地域の中小企業者
5号	業況の悪化している業種に属する中小企業者
6号	金融機関の破綻により当該金融機関からの借入が困難になるなど、資金繰りが悪化している中小企業者
7号	金融機関の相当程度の経営合理化（支店の削減等）に伴って借入が減少している中小企業者
8号	整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると思われる者